

## 最終処分場等の候補地の選定について

### 1. これまでの候補地選定に係る選定手順等の考え方

(1) これまでの指定廃棄物の最終処分場に関する候補地の選定作業においては、別添 1 に示す方法に基づいて、以下のような手順で行った。

- ① 必要規模や地形を考慮した国有地を抽出
- ② 1 次スクリーニング（法令面の制約のある地域を除外）及び 2.1 次スクリーニング（最終処分場の適地として望ましくない地域を除外）により処分場候補地から除外すべき土地を除外
- ③ 2.2 次スクリーニングにより地域指定条件、自然的条件及び社会的条件の 3 つの条件から抽出された複数の候補地を点数付けにより評価
- ④ 現地踏査を行い立地の可能性の評価

最終的な候補地の選定を行い、県及び候補地の市町村に提示する方法をとった。

(2) これらの選定手順等については、環境省が作成し、環境省の災害廃棄物安全評価検討会に付して専門家の意見を聞くとともに、関係県にも意見を聞き、さらには栃木県、茨城県及び宮城県の全市町村の担当課長等を対象とした説明会を開催し、意見を聞いたうえでとりまとめたものである。

(3) 宮城県からは、県が主催する市町村長会議における議論も踏まえ、国有地のみならず公有地も候補地の対象とするとともに、地域の基幹産業である観光や農業（農業用水等）に係る影響や、最終処分場の維持管理に影響を及ぼす火山活動等の自然条件など、地域の実情を十分に考慮したうえで設定すること等、別添 2 のとおりご意見をいただいている。

### 2. 今後の候補地選定に向けた評価項目等の基本的考え方

従来の評価項目、評価基準を再整理するにあたり、その特性から、以下の 2 つに分けて検討をしてはどうか。

#### ① 安全等の確保

適切な構造の施設を設置し、適切に維持管理することにより、基本的には安全な処分が可能である。しかしながら、安全な処分に支障を及ぼすおそれがある地滑り等の災害の危険性がある地域は、候補地から除外すべきと考えられる。

また、貴重な自然環境や文化財が存在する地域についても、候補地から除外すべきと考えられる。

② 地域の理解や地域特性への配慮

安全の確保という観点からは、①の災害の危険性がある地域を除いた地域において施設の設置が可能である。

他方、施設の設置に当たっては地権者、地元自治体、周辺住民といった関係者の理解を得ることが極めて重要である。既に関係者の理解が得られている場所がある場合は、その場所を候補地とすればよいが、現時点ではそのような場所が存在していないので、より安心感が得られる場所など、理解が得られやすい場所を候補地として選定することが適切と考えられる。

### 3. 安全等に関する事項について

- ① 適切な構造の施設を建設することを前提としつつも、安全な処分に支障をきたすおそれのある、地滑り、地震、洪水、津波等の自然災害の危険性がある地域については、候補地から排除する地域として、評価項目としてはどうか。
- ② 具体的に、どのような災害に着目し、排除すべき地域として何を選定すべきか。
- ③ 処理施設において、十分な排ガス・排水等の排出防止対策などの適切な維持管理が行われ、周辺の環境への影響を小さくすることを前提としつつも、施設の存在そのものが、貴重な自然環境の保全や文化財の保護に支障を与える地域については、候補地から排除する地域として、評価項目としてはどうか。

### 4. 安心等の地域の理解を得るために重要な事項等について

- ① 施設の設置が可能な安全の確保されている地域の中でも、施設の設置にあたって地元関係者の理解を得るため、地元関係者のより安心感の得られる場所など理解が得られやすい場所を選定すべく、自然的条件、社会的条件ごとにランク分けしたうえで点数付けを行う優先度基準を設定し、評価項目としてはどうか。
- ② 具体的に、どのような項目を選定し、項目毎にどのような基準を設定すべきか。
- ③ 市町村長会議で議論頂いた結果、地域特性に配慮して設定すべき事項がある場合は、候補地の選定における検討に加えてはどうか。

## 安全等に関する事項及び排除すべき地域(1)

区分	排除すべき地域及び情報源	地域の性格及び土地利用の制限等	法律等との関連性
従来の評価項目	勾配 地形勾配15%超 数値地図25000 (国土交通省国土地理院)	・一辺が50mメッシュの標高とその8つの隣り合う50mメッシュの標高差との関係から勾配を算定し、それが15%を超える地域を抽出	「土木工事仮設計画ガイドブックⅡ」(監修:国土交通大臣官房技術調査課)に規定されている工事用運搬路の登坂路最急勾配15%を参考に設定
	地すべり 地すべり危険箇所 国土数値情報(国土交通省)	・地すべりが発生している、あるいは今後発生する可能性があり、人家・公共施設・インフラ等に損害を与えるおそれのある箇所	・「地すべり危険箇所調査要領」(平成3年3月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課)に基づいて、都道府県が指定した箇所 ・その一部が地すべり等防止法上の地すべり防止区域や、土砂災害防止法上の土砂災害警戒区域・特別警戒区域として指定される
	地すべり地形箇所 地すべり地形分布図データベース (防災科学技術研究所)	・過去に地すべりが起こったことを示す地形、または地すべりが発生する可能性がある地形が確認できる箇所	(独)防災科学技術研究所が、空中写真判読により地形判読して策定
	斜面崩壊 砂防指定地 20万分の1土地保全基本調査(国土交通省)、旧国土庁土地局土地保全図、県提供データ	・大雨などによる山の斜面の崩壊や溪流内の不安定な土砂が流出することにより起こる土砂災害を防止するために、砂防施設が必要な用地または、土地の掘削、盛土、切土、土石の採取、竹林の伐採などの行為が制限される土地	砂防法2条に基づき、砂防設備の必要な土地または治水砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した区域
	急傾斜地崩壊危険箇所 国土数値情報(国土交通省)	・斜面の傾斜が30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、これが崩壊することによって人家や公共施設に被害が生じるおそれがある箇所	・「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」(平成11年11月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課)に基づいて、都道府県が指定した箇所 ・その一部が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」上の急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害防止法上の土砂災害警戒区域・特別警戒区域として指定される
	土石流 土石流危険区域 国土数値情報(国土交通省)	・地形と土砂の堆積状況、および過去の土石流の氾濫実績から、土石流が氾濫する範囲を想定した区域	・「土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)」(平成11年4月、建設省河川局砂防部)に基づいて都道府県が指定した区域 ・その一部が土砂災害防止法上の土砂災害警戒区域・特別警戒区域として指定される
	土石流危険溪流 国土数値情報(国土交通省)および県提供データ	・土石流発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害のおそれがある溪流	・「土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)」(平成11年4月、建設省河川局砂防部)に基づいて都道府県が指定した溪流 ・その一部が土砂災害防止法上の土砂災害警戒区域・特別警戒区域として指定される
	活断層 活断層・推定活断層近接地域 活断層詳細デジタルマップ (東京大学出版会)	・活断層は、最近数十万年間に概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層 ・活断層の近接地域は、「河川砂防技術基準調査編(国土交通省水管理・国土保全局平成24年6月)」を参考に、除外区域を3kmと設定 ・推定活断層は、地形的な特徴により活断層の存在が推定されるが、現時点では明確に特定できないもの ・推定活断層の近接地域は、活断層と断定できないため、直下を除外区域として設定	・「河川砂防技術基準調査編(国土交通省水管理・国土保全局、平成24年6月)」では、一次調査として文献調査と地形調査を実施しその結果、線状模様がダム敷から3km以内を通る場合、あるいは線状模様がダム敷近傍を向いている場合は、地形調査及び地表地質踏査を実施する。一次調査の結果、二次調査が必要と判断された場合にはさらに詳しい調査を段階的に行うこととしている ・結果としてダム敷近傍(範囲は線状模様の方向や規模により判断)に要注意な第四紀断層がなければ、ダムの立地は可能
	雪崩 雪崩危険箇所 国土数値情報(国土交通省)	・豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯で、雪崩の被害想定区域内(斜面勾配が15度以上かつ高さ10m以上を有する斜面で、斜面勾配が15度未満となる地点から見通した時に18度以上の角度を有する範囲)に、人家5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、災害時要援護者施設、駅、旅館等のある場所を含む)ある箇所	・豪雪地帯は、豪雪地帯対策特別措置法2条に基づき、積雪が特にはなほだしいため産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地域 ・豪雪地帯指定市町村において、都道府県が「土砂災害危険箇所調査結果データベース作成マニュアル(案)」(平成12年7月、建設省砂防部)に規定されている雪崩危険箇所の調査項目について調査を行った結果、雪崩による危険性がある箇所

洪水	洪水浸水区域 (浸水想定区域) 河川管理者(国・県)提供データ	降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域	・水防法14条に基づき、降雨により河川が 氾濫した場合に浸水が想定される区域とし て国土交通省、都道府県が指定した区域
	津波浸水区域 津波到達ライン判読データ (東大生産技術研究所)	・東日本大震災における津波到達ラインより海側の地域	—

## 安全等に関する事項及び排除すべき地域(2)

区分	排除すべき地域及び情報源	地域の性格及び土地利用の制限等	法律等との関連性
従来 の 評 価 項 目	自然公園特別地域 国土数値情報(国土交通省)	・自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)のうち、公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて指定される地域(第一種～第三種)	・自然公園法20条(国定公園特別地域、国定公園特別地域)に基づき環境大臣が指定 ・自然公園法73条(都道府県立自然公園特別地域)に基づき都道府県知事が指定
	自然公園特別保護地区 国土数値情報(国土交通省)	・自然公園特別地域のうち、公園の景観を維持するため特に必要があるときに、特別地域内に指定される地区	・自然公園法21条に基づき、国立公園については環境大臣、国定公園については都道府県知事が指定
	自然環境保全地域特別地区 国土数値情報(国土交通省)	・自然的社会的諸条件から自然環境を保全することが特に必要なものとして指定された自然環境保全地域のうち、自然環境の保全が特に必要な地区	・自然環境保全地域は、自然環境保全法22条に基づき、環境大臣が指定する地域 ・自然環境保全地域特別地区は、同法25条に基づき、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて環境大臣が指定
	鳥獣保護区特別保護地区 国土数値情報(国土交通省)	・鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る必要があると認める区域	・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律29条に基づき、環境大臣又は都道府県知事が指定
	保護林等 (緑の回廊、レクリエーションの森、ふれあいの森を含む)  林野庁GIS(農林水産省)	・保護林は、原生的な森林生態系や希少な野生動植物が生息・生育するなど、生物多様性の核となる貴重な森林生態系を厳正に保全・管理するために設定されている国有林野 ・緑の回廊は、「保護林」を中心として、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全することを目的として設定されている国有林野 ・レクリエーションの森は、国有林野事業において森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林であり、自然休養林、自然観察教育林、風景林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風致探勝林に区分して国民の保健・文化・教育の場として提供している国有林野 ・ふれあいの森はNPO等が協定により植樹、間伐等の森づくり活動や自然観察会、森林教室等の森林とのふれあい活動を行う場として利用されている国有林野	・国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)及び「国有林野管理経営規程」(平成11年、農林水産省訓令)に基づいて策定される「地域管理経営計画」に基づき森林管理局長が指定・管理
湿地・沼地  自然環境情報GIS提供システム (環境省)	・調査の対象とした湿地 a.水分が飽和状態に達しているか、あるいはこれに近い土壌に成立した植生地 b.常時あるいは定期的(年に1度以上)に冠水する植生地及びこれと一体となった開水面、自然裸地 c.常時湛水している水域(深さ6m以浅)及びその周辺の植生地 上記a.b.c.のいずれかの特性を持つ土地のうち、 1.陸域に位置すること 2.面積が原則として1ha以上であること 3.原則として自然に成立したものであること の3要件を全て満たす土地 ・調査の対象とした沼地(湖沼) 最高の水位の時の静水面の広がっている区域(流入・流出する河川の区域は含まない) 天然湖沼で面積が原則として1ha以上であるもの	・自然環境保全基礎調査(環境省)において調査の対象とした湿地や沼地(湖沼)	
生物生息保護区 (生息地等保護区、ラムサール条約湿地、都道府県自然環境保全地域、緑地環境保全地域を含む)  環境省HP、県提供データ	・生息地等保護区は、国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、その生息・生育環境の保全を図るために定める地区 ・ラムサール条約湿地は、条約で定められた国際的な基準に従って指定され、「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地 ・都道府県自然環境保全地域は、周辺の自然的社会的条件からみて、自然環境を保全することが特に必要な地域 ・緑地環境保全地域は、周辺の自然的社会的条件からみて、自然環境を保全することが特に必要な地域	・生息地等保護区は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律36条に基づき環境大臣が指定 ・ラムサール条約湿地は、ラムサール条約に基づいて登録 ・都道府県自然環境保全地域は自然環境保全法46条に基づき、都道府県知事が指定 ・緑地環境保全地域は、各都道府県の条例で知事が指定	
文化 財 保 護	史跡・名勝・天然記念物所在地  国指定文化財等データベース (文化庁)及び県提供データ	・歴史上または学術上価値の高い遺跡、芸術上または鑑賞上価値の高い庭園、橋梁等の名勝地ならびに学術上価値の高い動・植物及び地質鉱物で保護を図っている記念物の所在地	・文化財保護法109条に基づいて、文部科学大臣が指定 ・同法182条2項に基づき、地方公共団体が条例を定めて指定

# 安心等の地域の理解を得るために重要な事項及び内容

区分	評価項目及び情報源	地域の性格等	法律等との関連性	評価ランク1 (適合性が高い：2点)	評価ランク2 (適合性があり：1点)	評価ランク3 (適合性が低い：0点)	係数	根拠(備考)
自然的条件	自然公園普通地域 国土数値情報(国土交通省)	・自然公園(国立公園、国立公園、都道府県立自然公園)の区域のうち、特別地域に含まれない地域	自然公園法33条に基づき、国立公園にあっては環境大臣に、国立公園にあっては都道府県知事に届出る	該当なし		普通地域に該当する	x 1	普通地域に該当の有無で評価する
	自然環境保全地域普通地区 国土数値情報(国土交通省)	・自然的社会的諸条件から自然環境を保全することと特に必要なものとして指定された自然環境保全地域のうち、特別地区に含まれない区域	自然環境保全法28条に基づき、環境大臣に届出る	該当なし		普通地区に該当する	x 1	普通地域に該当の有無で評価する
	鳥獣保護区	・鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認められる区域	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条に基づき、環境大臣または都道府県知事が指定する	該当なし		鳥獣保護区に該当する	x 1	鳥獣保護区に該当の有無で評価する
	保安林 国有林GISの保安林(農林水産省)	・水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため必要があるときに指定する森林	森林法25条に基づき、農林水産大臣が指定する	指定なし	保安林に指定されている		x 1	保安林指定の有無で評価する
	希少動植物の生息等 自然環境情報GIS提供システム(環境省)	・自然環境保全基礎調査をまとめた現存植生図の植生自然度9.10の区域及び巨樹・巨木林、特定植物群落からの距離 ・植生自然度とは、群落の自然性がどの程度残されているかを示す指標で、最も自然性が高い地区を自然度10.9として、 ・巨樹とは地上から130cmの位置で幹周(幹の円周)が300cm以上の樹木と定義され、巨樹が数本の群生や、広範囲に広がりを有して生えている場合には巨木林と呼ぶ。 ・特定植物群落とは原生林や極めて稀な植物群落であるなどの選定基準に従って選定された群生地	環境省が行う自然環境保全基礎調査結果の分布図より読み取る	該当なし	存在地もしくは記録がある区域から500m以内に位置する	存在地もしくは記録がある区域から500m以内に位置する	x 1	既存の各県の廃棄物処理場立地に関する指針・指導要綱等から、最も広い500mを指標として距離で評価する
	地質	・地質図に表記されている地表付近の地質の種類および地質年代から、候補地の地盤が軟弱地盤(沖積層)であるか否かを確認	国土交通省発行の地質図より読み取る		岩や軟岩や砂礫地盤からなり、軟弱な地質でない	沖積低地に分布する未固結の砂や泥等、軟弱な地質である	x 1	地質図より軟弱地盤であるか否かを判定し評価する
	地形・地質状況	・数値地図25000で記載されている河川(一条河川・二条河川)からの距離	法的な河川(綴河川等)とは一致しない 一条河川：平水時の幅が1.5~5m未満の河川 二条河川：平水時の幅が5m以上の川	河川中心線から55m以上離れている	河川中心線から30m以上55m未満離れている	河川中心線から30m未満である	x 1	既存の各県の廃棄物処理場立地に関する指針・指導要綱等から、50mを指標として距離で評価する
		崖地 1/25000地形図(国土地理院)	・崖地からの距離 ・崖地とは高さ3m以上かつ長さ75m以上の急斜面	国土地理院発行の地形図より読み取る	崖地から50mより離れている		x 1	土砂災害防止法の土砂災害警戒区域の最大距離50mを指標として距離で評価
		水道水源からの距離 上下水道位置図(厚生労働省)	・水道原水として利用する開排水、河川自流水、伏流水、浅井戸、深井戸、湧水等の取水点からの距離	厚生労働省の上下水道位置図より読み取る	水道水源から1kmを超えて離れている	水道水源から500mを超えて1km以内に位置する	x 2	既存の各県の廃棄物処理場立地に関する指針・指導要綱等から、最も広い500mと1kmを指標として距離で評価する
		公共施設からの距離 国土数値情報の公共施設(国土交通省)	・官公署、学校、病院、郵便局、社会福祉施設等からの距離	国土交通省の国土数値情報より読み取る	公共施設から1kmを超えて離れている	公共施設から500mを超えて1km以内に位置する	x 2	
	既存集落からの距離 電子国土基本図の建築物(国土地理院)	・地図情報に記載のある建築物(一軒家を含む)の外周線からの距離	国土地理院の電子国土基本図より読み取る	既存集落から1kmを超えて離れている	既存集落から500mを超えて1km以内に位置する	x 2		
	農用地からの距離 国土数値情報の農用地(国土交通省)	・農用地の外周からの距離	国土交通省の国土数値情報より読み取る	農用地から1kmを超えて離れている	農用地から500mを超えて1km以内に位置する	x 2		
社会的条件	遺跡・埋蔵文化財等の保全 県提供データ	・遺跡や埋蔵文化財の有無 ・埋蔵文化財とは集落跡、古墳・城跡といった遺跡やそこから出土する石器・石器・埴輪といった遺物	県条例等で指定 ・埋蔵文化財の調査のため土地を発掘する場合は、文化財保護法92条に基づいて文部科学大臣に届出る	遺跡・埋蔵文化財等が存在しない		遺跡・埋蔵文化財等が存在する	x 1	遺跡・埋蔵文化財の有無で評価する

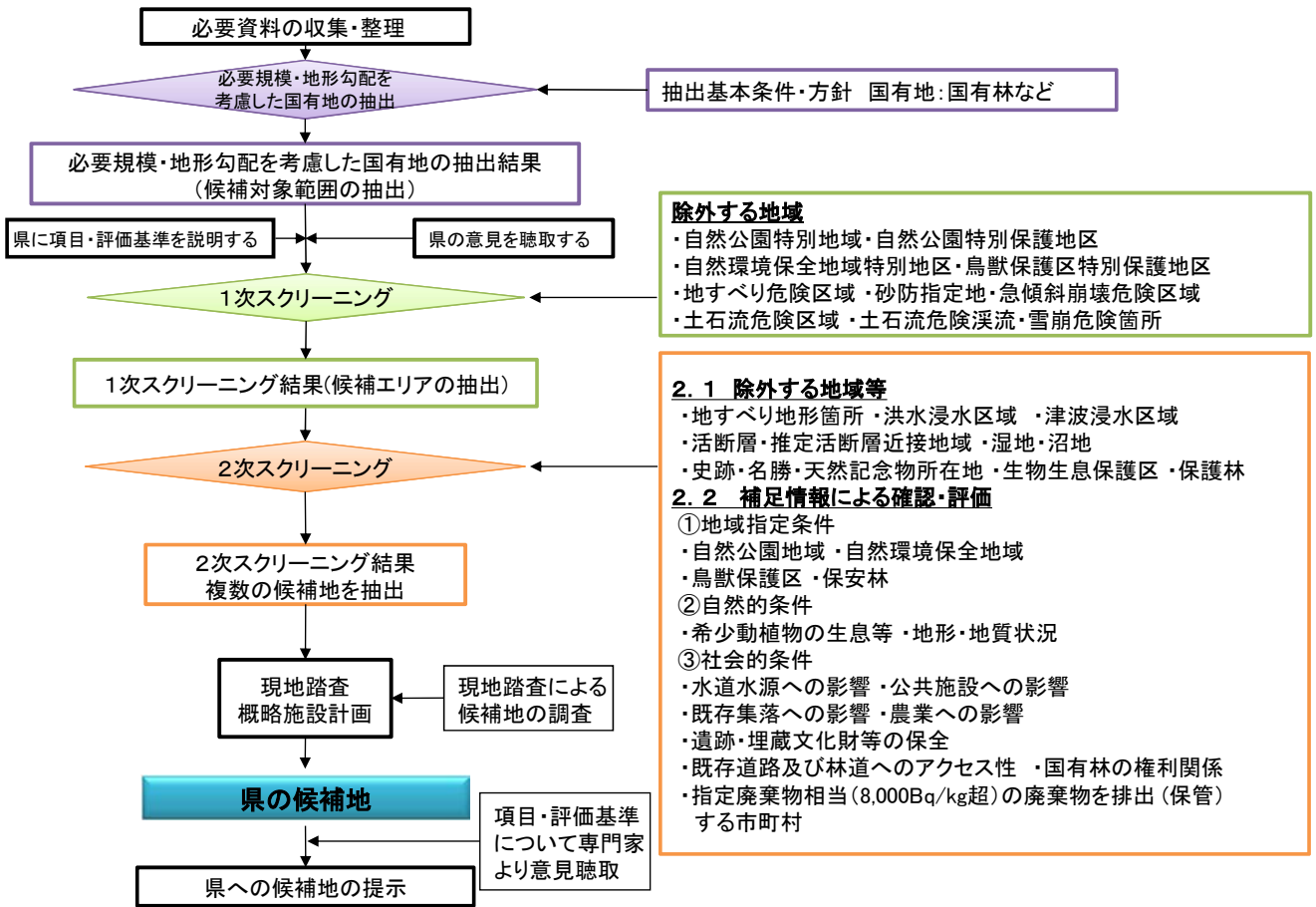
既存道路及び林道へのアクセス性 数値地図25000空間データの道路 (国土地理院) 国有林GISの林道(農林水産省) 県提供データ	・道路及び林道からの距離	・数値地図情報等より読み取る ・道路法に基づく道路及び森林法に基 づく林道	道路が面している	1km以内に位置する	1kmを超えて位置する	x 1	既存道路及び林道からの距離で評 価する
候補地の権利関係 国有林GISの分収林(農林水産省)	・分収林契約や借地契約の有無	国有林野の管理経営に関する法律に 基づく分収林契約	分収林や借地契約がない もしくは、分収林や借地契約 されている範囲はあるが、必 要面積を指定範囲外で確保で きる	<del>1km以内に位置する</del>	分収林や借地契約が存在し、 必要面積を確保できない	x 1	分収林や借地契約の有無で評価す る
指定廃棄物相当(8,000Bq/kg超)の 廃棄物を排出(保管)する市町村 環境省集計データ	・指定廃棄物相当(8,000Bq/kg超)の廃棄物を排出 (保管)する市町村の場合を考慮	放射線物質汚染対加特措法に基づき 指定されたもの及び環境省収集データ	指定廃棄物相当の廃棄物の排 出(保管)あり	<del>1km以内に位置する</del>	指定廃棄物相当の廃棄物の排 出(保管)なし	x 2	指定廃棄物相当の廃棄物の排出 (保管)の有無で評価する

# 指定廃棄物の最終処分場候補地の の選定手順等について

2

## 選定の考え方





## 選定手順:選定プロセス(概要)

県全域を対象に県内に集約して①～④の手順に基づくスクリーニングを実施し、候補地を選定します。

### 選定プロセス概要

#### ①基本条件の設定

必要規模や地形を考慮した国有地を抽出

#### ②1次スクリーニング

法令面の制約のない国有地を抽出

#### ③2次スクリーニング

最終処分場の適地として望ましくない地域、自然的条件、社会的条件を確認し、複数の候補地を抽出

#### ④現地踏査

複数の候補地に対して現地踏査を行い、最終的な候補地を選定

最終的な候補地を選定

②1次スクリーニング	③2.1次スクリーニング	③2.2次スクリーニング
法令面の制約のある以下の地域を選定の対象外とします。	地盤・災害リスク、自然・文化遺産保護、生態系保全等を考慮し候補地として望ましくない以下の地域を、「除外する地域等」として抽出し、選定の対象外とします。	法令面の地域指定条件、自然的条件及び社会的条件からなる補足情報を確認し、総合的に複数の候補地を抽出します。
自然公園特別地域	地すべり地形箇所	地域指定条件
自然公園特別保護地区	洪水浸水区域・津波浸水区域	自然公園地域、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保安林
自然環境保全地域特別地区	活断層・推定活断層近接地域	自然的条件
鳥獣保護区特別保護地区	湿地・沼地	希少動植物の生息等、地形・地質状況
地すべり危険区域	史跡・名勝・天然記念物所在地	社会的条件
砂防指定地	生物生息保護区	水道水源への影響、公共施設への影響、既存集落への影響、農業への影響
急傾斜崩壊危険区域	保護林	遺跡・埋蔵文化財等の保全、既存道路及び林道へのアクセス性、国有林の権利関係、指定廃棄物相当(8,000Bq/kg超)の廃棄物を排出(保管)する市町村
土石流危険区域		
土石流危険溪流		
雪崩危険箇所		

## ③2.2次スクリーニングにおける評価

2.2次スクリーニングによる評価基準を以下の通りにて設定します。

・「地域指定条件」、「自然的条件」、「社会的条件」の3つの条件から抽出された候補地を評価する

・評価は各基準による候補地の適合性について3段階で評価する  
 ・評価ランクの得点（評価ランク1＝2点、評価ランク2＝1点、評価ランク3＝0点）×係数 を各項目の評価点とする

・「周辺土地利用等への配慮が重要」との意見を尊重し、周辺土地利用等への影響の配慮に係る4項目は、係数を×2と設定する  
 ・整備対象となる市町村に指定廃棄物相当の排出(保管)があるかどうかは重視すべきとの判断から、指定廃棄物相当の排出(保管)の有無については、係数を×2とする

## ④現地確認

2.2次スクリーニングの対象となった候補地について評価項目に関する現地確認を実施し、地図情報等の結果に現地確認結果も照合して評価を行うとともに、現地確認の際に地形や土地の権利条件による施設整備の困難性等、周辺土地利用等の状況の確認も行います。

## 選定手順3

7

### ③2.2次スクリーニング評価基準

地域指定条件					自然的条件			社会的条件
評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い:2点)	評価ランク2 (適合性があり:1点)	評価ランク3 (適合性が低い:0点)	係数	備考		
自然公園 地域	普通地域該当 の有無	該当なし	/	普通地域に 該当する	×1	特別地域、特別 保護地区は1次ス クリーニングで除 外する		
自然環境 保全地域	普通地区該当 の有無	該当なし	/	普通地区に 該当する	×1	特別地区は1次ス クリーニングで除 外する		
鳥獣 保護区	鳥獣保護区に 該当する	該当なし	/	鳥獣保護区に 該当する	×1	特別保護地区は1 次スクリーニング で除外する		
保安林	指定の有無	指定なし	保安林に指定 されている	/	×1			

## 選定手順4

8

### ③2.2次スクリーニング

地域指定条件		自然的条件			社会的条件	
評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い:2点)	評価ランク2 (適合性があり:1点)	評価ランク3 (適合性が低い:0点)	係数	備考
※1 希少動植物 の生息等	希少動植物等の存在 がある、記録がある (植生自然度区分基 準の9,10等※3に該当)	該当なし	存在地もしくは記 録がある区域から 500m以内に位置 する	存在地もしくは記 録がある区域を 含む	×1	既存の各県の廃棄物処 場立地に関する指針・指導 要綱等から、最も広い500 mを指標として評価する
地形・ 地質状 況	地質	/	岩や軟岩や砂礫地 盤からなり、軟弱な 地質でない	沖積低地に分布 する未固結の砂や 泥等、軟弱な地質 である	×1	資料は「50万分の1土地分類基本 調査の表層地質図」を使用する。 評価ランク3の場合、圧密沈下や 液状化が課題となるので、次段階 での現地確認や既存ボーリングか ら類推を行う
	※3 河川	河川中心線から 55m以上離 れている	河川中心線から 30m以上55m 未満離れてい る	河川中心線から 30m未満である	×1	既存の廃棄物処分場立地 に関する指針・指導要綱から50 mを採用。山間部に位置する 河川水域の幅を10m未満と想 定し、中心線から5mをプラスし 55mとする。30mは50mの半 分の25mに5mをプラスした値
	崖地	崖地からの距離	崖地から50mよ り離れている	/	崖地から50m以 下である	×1

※1 近年絶滅の危機に瀕しており、レッドデータブック等に記載されている種等を目指す

※2 植生自然度区分基準9:自然林、植生自然度区分基準10:自然草地(出典:第1回自然環境保全基礎調査[環境庁])

※3 国土地理院の数値地図情報で河川として記載されている河川を指す

## 選定手順5

9

### ③2.2次スクリーニング

地域指定条件	自然的条件	社会的条件
--------	-------	-------

#### 周辺土地利用等への影響の配慮

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い:2点)	評価ランク2 (適合性があり:1点)	評価ランク3 (適合性が低い:0点)	係数	備考
水道水源 <sup>※4</sup> への影響	水道水源までの距離	水道水源から1kmを超えて離れている	水道水源から500mを超えて1km以内に位置する	水道水源から500m以内に位置する	×2	既存の各県の廃棄物処分場立地に関する指標・指導要綱等から最も広い500mと、1kmを指針として評価する
公共施設への影響	学校・福祉施設等の公共施設からの距離	公共施設から1kmを超えて離れている	公共施設から500mを超えて1km以内に位置する	公共施設から500m以内に位置する	×2	同上
既存集落への影響	既存集落からの距離	既存集落から1kmを超えて離れている	既存集落から500mを超えて1km以内に位置する	既存集落から500m以内に位置する	×2	同上
農業への影響	農用地区域までの距離	農用地区域から1kmを超えて離れている	農用地区域から500mを超えて1km以内に位置する	農用地区域から500m以内に位置する	×2	同上

※4 表流水または地下水の取水地点を示す

#### 歴史的資源等の保存

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い:2点)	評価ランク2 (適合性があり:1点)	評価ランク3 (適合性が低い:0点)	係数	備考
遺跡・埋蔵文化財等の保全	遺跡・埋蔵文化財等の有無	遺跡・埋蔵文化財等が存在しない	/	遺跡・埋蔵文化財等が存在する	×1	

## 選定手順6

10

### ③2.2次スクリーニング

地域指定条件	自然的条件	社会的条件
--------	-------	-------

#### アクセス性及び用地の種別

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い:2点)	評価ランク2 (適合性があり:1点)	評価ランク3 (適合性が低い:0点)	係数	備考
既存道路及び林道へのアクセス性	既存道路及び林道までの距離	道路が面している	1km以内に位置する	1kmを超えて2km以内に位置する	×1	既存道路及び林道から2km以内を抽出
国有林の権利関係	分収林の有無	分収林がないもしくは、分収林に指定されている範囲はあるが、必要面積を指定範囲外で確保できる	/	分収林に指定され、必要面積を確保できない	×1	

#### 指定廃棄物相当の排出の有無

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い:2点)	評価ランク2 (適合性があり:1点)	評価ランク3 (適合性が低い:0点)	係数	備考
指定廃棄物相当(8,000Bq/kg超)の廃棄物を排出(保管)する市町村	指定廃棄物相当の廃棄物の有無	指定廃棄物相当の廃棄物の排出(保管)あり	/	指定廃棄物相当の廃棄物の排出(保管)なし	×2	

④現地踏査

複数の候補地に対して、現地踏査を行い、指定廃棄物の最終処分場としての立地の可能性を評価した上で、最終的な候補地を選定します。踏査は下記の表に示す項目に着目して実施します。

現地踏査内容

	項目	目的	手法
自然的条件	地形	・地形要素の確認	・崖地や崩壊地の有無と規模を確認する
	地質	・地質構成の確認	・露頭から地質構成(特に軟弱層)を確認する
	地下水	・地下水分布の推定	・露頭や崖、凹地での湿潤状況や湧水を確認する
	動植物	・希少動植物の現地確認	・希少動植物が現地に生息する可能性があるのであれば、その希少動植物の存在を確認するとともに、希少動植物の生息・生育環境を確認する
社会的条件	アクセス道路	・アクセスの容易性の確認	・候補地内及び周辺を踏査しアクセス道路の有無やアクセス道路を拡張、整備する場合の容易性を確認する
	水利用	・水利用の確認	・候補地内及び周辺を踏査し水利用の状況を確認する
	集落・公共施設	・集落・公共(民間)施設の存在状況の確認	・候補地内及び周辺を踏査し集落・公共施設・民間施設等の存在状況を確認する
その他	空間線量	・施設整備前の空間線量(バックグラウンド値)の取得	・候補地内で線量計により1m高さの空間線量を測定する

# 選定の具体的な進め方

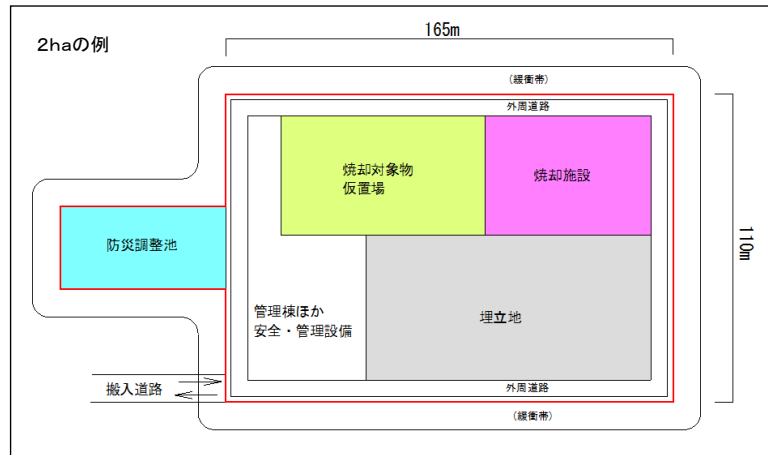
①基本条件の設定

以下の2点を抽出の基本条件とします。

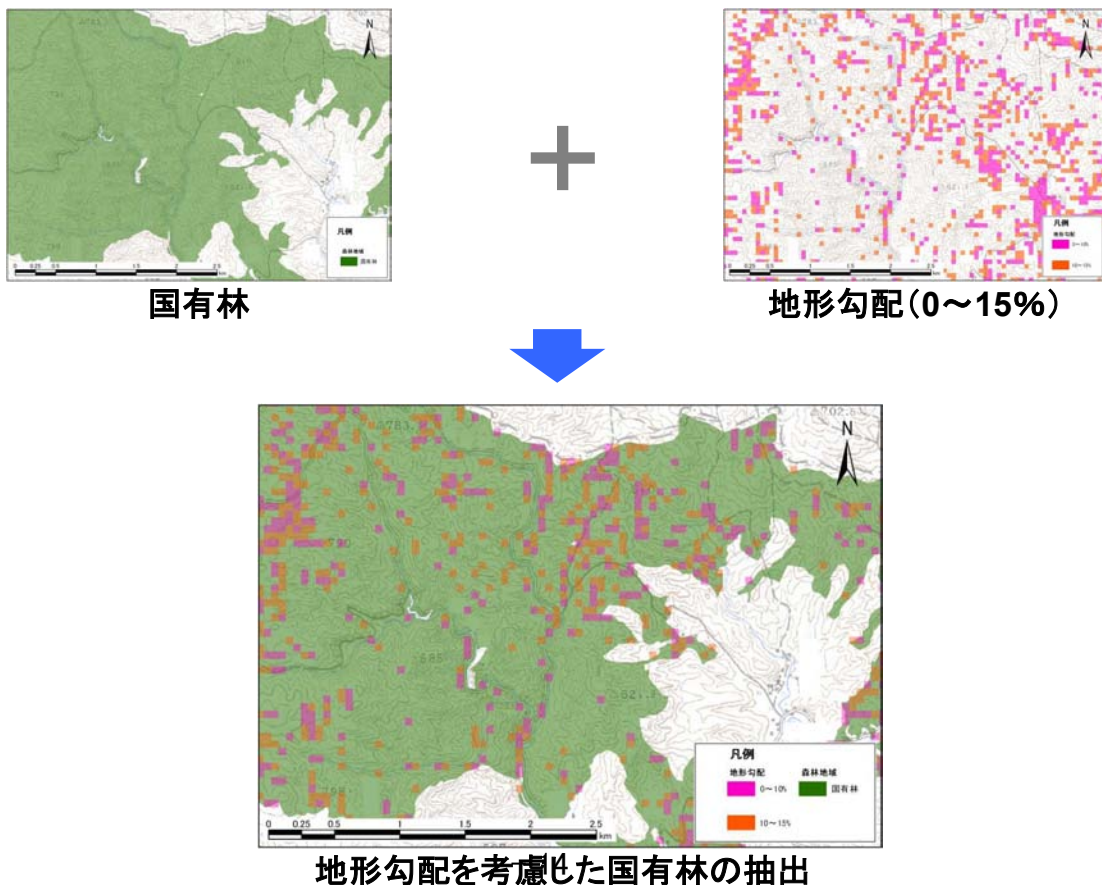
- ① 県内全域の国有地(国有林など)
- ② 地形勾配が10%ないし15%以下で必要面積を満足するまとまった面積が確保できる土地

②施設配置計画

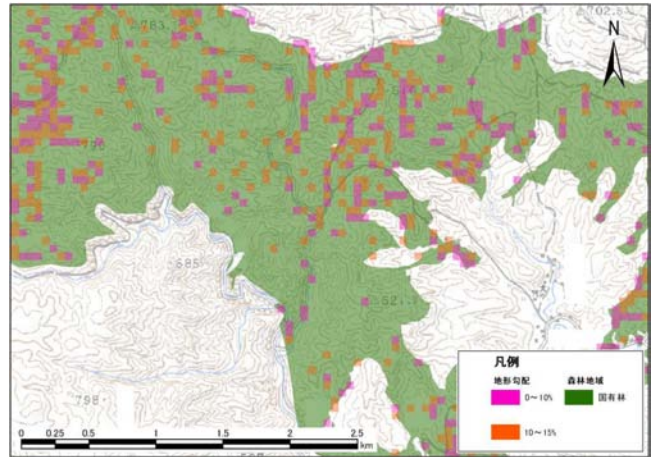
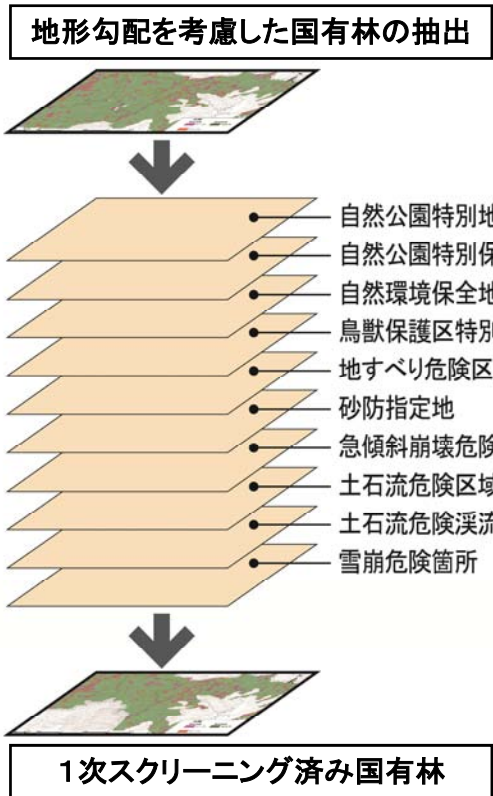
現在発生している指定廃棄物、及び今後発生すると予想される廃棄物量から、施設配置(埋立地、仮設焼却炉、仮置場等)に必要な面積を試算します。



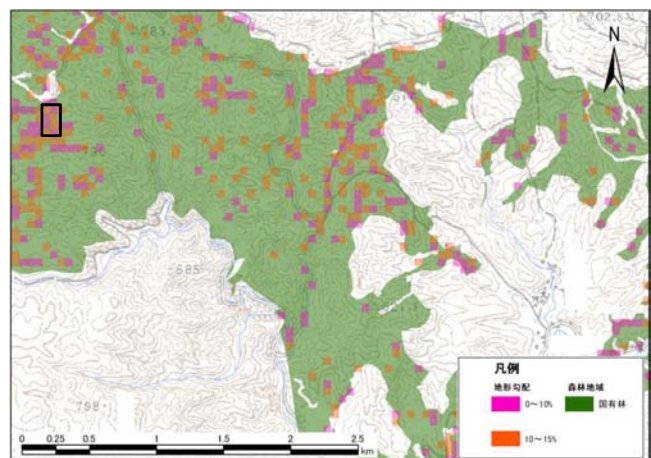
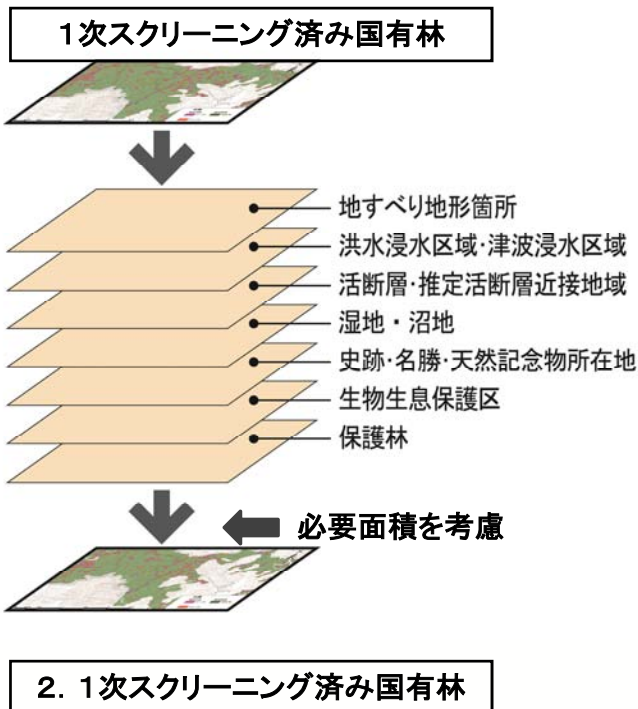
選定結果1: 地形勾配を考慮した国有林の抽出



地形勾配を考慮した国有林の抽出



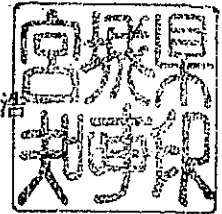
1次スクリーニング済み国有林



2.1次スクリーニング済み国有林

環境大臣 長浜博行 殿

宮城県知事 村井嘉浩



指定廃棄物の最終処分場の候補地選定等について（依頼）

このことについて、当県においては、平成24年10月25日（木）に指定廃棄物の最終処分場等に係る市町村長会議を開催し、最終処分場を県内1カ所に設置することについて同意をいただき、併せて、国へ下記事項について対応を求めていくことに関する合意がなされました。

8,000Bq/kgを超える廃棄物の処理は喫緊の課題であり、最終処分場の設置が急務であります。また、そのためには、関係者間において円滑な調整が図られることが重要となります。

つきましては、最終処分場の設置を滞りなく進めるため、下記事項について実現が図られるようお願いいたします。

## 記

- 1 候補地の選定に当たっては、単に最終候補地を提示するのではなく、選定の考え方やプロセスの丁寧な説明を重ね、段階的な合意形成を図りながら選定を行うこと。
- 2 候補用地については、国有林だけではなく公有地も含めて幅広く検討を行うこと。
- 3 候補地の選定を行うに当たっての評価項目及び評価基準について、地域の基幹産業である観光や農業（農業用水等）に係る影響や、最終処分場の維持管理に影響を及ぼす火山活動等の自然条件など、地域の実情を十分に考慮した上で設定すること。
- 4 指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針及び平成24年3月30日に公表された「指定廃棄物の今後の処理の方針について」により、排出された都道府県内において処分を行うことが前提となること。
- 5 最終処分場等の設置は、自治体にとって大きな負担となることを踏まえ、設置の調整を行う際には、調整と並行して、候補地自治体の発展のための地域振興策の支援も合わせて行うこと。
- 6 最終処分場の構造、安全性等や、上記事項に対する国の考え方について、国が主体となって市町村長に対し説明する機会を早急に設けること。

担当：環境生活部廃棄物対策課指導班 高橋

電話 022-211-2648

ファクシミリ 022-211-2390

E-mail haitaid@pref.miyagi.jp